

沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）利用方針

沖縄県土木建築部発注工事においては、下記の利用方針に基づき沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（以下「ゆいくる材」とする）を利用する。

記

1. 沖縄県土木建築部発注工事において使用する資材は、原則としてゆいくる材とする。
「沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体・再資源化および再生資源活用に関する実施要領」および「沖縄県グリーン購入調達方針」に基づき運用する。
2. ゆいくる材の品質管理等に要する費用については、「沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）品質管理要領の施工にあたっての積算上の取扱いについて（平成 20 年 3 月 31 日付土技第 914 号）」に基づき計上することとする。
3. 設計業務は、「沖縄県土木建築部における設計業務時の再生資源活用に関する実施要領(案)（平成 19 年 3 月 13 日土技第 881 号）」に基づき実施する。
4. 使用上のグループ区分について
実施要領第 30 条に基づく使用区分 A、B、C のグループ区分については設定せず、以下のとおり取扱うこととする。
 - ① 特定建設資材廃棄物^{*1}を原材料とした認定資材
経済性にかかわらず原則使用する。（リサイクル原則化ルール^{*3}適用資材）
 - ② ①以外の廃棄物を原材料とした認定資材
発注段階において、経済性等を考慮して率先使用する。
5. その他
 - 1) 再生資源原料種別による利用の優先順位は以下とおりとする。
優先順位 1：特定建設資材廃棄物^{*1}
優先順位 2：建設資材廃棄物^{*2}（優先順位 1 以外の建設資材廃棄物）
優先順位 3：一般廃棄物、その他産業廃棄物
 - 2) 「建設廃棄物を搬出する場合の取扱いについて（平成 21 年 3 月 5 日土技第 904 号）」に基づき搬出すること。

※1 特定建設資材廃棄物

特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物処理法上の廃棄物となったもの

※2 建設資材廃棄物

土木建築に関する工事に使用する資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったもの

※3 リサイクル原則化ルール

「公共建設工事における「リサイクル原則化ルール」の策定について（平成 18 年 7 月 31 日土技第 287 号）」

附則

この利用方針は、平成 18 年 12 月 15 日から適用する。

附則

この利用方針は、平成 25 年 12 月 24 日から適用する。